**入所申請時同意書**

　　　学童保育所の入所申請に当たり，以下の１８項目の内容を確認の上，ご同意いただけるときは右下の欄に署名し，入所申請書に添えて提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 　入所の審査に必要な範囲で，子育て支援課の職員が，八千代市の保有する児童及び世帯員（同一住所別世帯を含む。）の住民基本台帳等を閲覧すること。 |
| ２ | 入所の審査に必要な範囲で，子育て支援課の職員が，生活保護，児童扶養手当及び，保育所の入所審査に関する情報を閲覧すること。 |
| ３ | 児童の健全な育成を図るため，子育て支援課，学童保育所，教育委員会，学校，保育所，幼稚園及び，認定こども園が児童の生活及び学習の様子，個人情報を共有すること。 |
| ４ | 　申請書（添付書類を含む。）の内容が事実と異なる場合，入所を取り消されること。 |
| ５ | 　証明書類がない場合及び未記入がある場合は，入所審査で不利になること。また，入所要件に該当することが確認できない場合は申請が却下されること。 |
| ６ | 　申請後，家族の状況や就労状況が変わった場合，１４日以内に変更届又は新しい就労証明書を提出すること。 |
| ７ | 仕事を辞めて求職活動をする場合，学童保育所を利用できるのは退職した月から2か月間であること。2か月目の10日（土日祝の場合は直前の平日）までに入所要件を満たす書類を提出できない場合は，退所となること。 |
| ８ | 　育児休業から復職予定の方は，入所決定後に復職証明書を提出すること。 |
| ９ | 　保護者が育児休業中の場合は，その児童は復職日の前日まで学童保育所を利用できないこと。 |
| １０ | 　次の時間を過ぎると，保護者の迎えが必要であること。また，自宅に直帰せず，習い事等に出席する場合は，入所決定後に手続が必要であること。　　4月～10月・3月：17時　　11月～2月：16時30分 |
| １１ | 　児童が休む場合は，必ず事前に学童保育所へ連絡すること。 |
| １２ | 　学校給食のない日は，保護者が昼食を持たせること。 |
| １３ | 　お迎えは必ず開所時間内に行うこと。 |
| １４ | 　保育料を滞納した場合，出席停止が命じられることがあること。また，督促状・催告書が発行されるほか，担当職員による自宅訪問，学童保育所での面談，電話催告が行われること。 |
| １５ | 　保育料を３か月以上滞納した場合，退所が命じられ，法的手続が行われることがあること。 |
| １６ | 　入所は，最長３月３１日まで（病気等の場合は必要な期間）であること。令和７年４月以降も入所を希望する場合は，あらためて申請が必要であること。（全ての児童が，毎年度，入所が審査されます。）。 |
| １７ | 就労がない日は，家庭で保育すること。 |
| １８ | 　第２・第３希望の学童に入所中で，転所を希望する場合は，転所申出書を提出すること。 |

上記の記載事項を確認しました。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名